



近畿税理士会 泉大津支部だより

発行 平成 27 年 8 月 25 日

27 年夏号

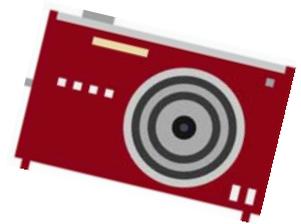
No. 34

発行 / 近畿税理士会泉大津支部 支部長 石谷 秀志
事務局 泉大津市二田町 1 丁目 11-15 オークハイツⅢ301 号
編集委員 / 森福清和・杉本あすか・櫻井善章・森永正樹・小西儀孝



『武田神社…山梨県甲府市』

(写真：森永 正樹 先生)



『凱旋門…フランス』

(写真：森永 正樹 先生)



【27年夏号 主な内容】

- | | | | |
|-----|--------------------------|-----|---------------------------------|
| 1 面 | 表紙写真『武田神社』『凱旋門』 | 6 面 | 歴代支部長に突撃!! |
| 2 面 | 石谷支部長あいさつ
泉大津税務署長あいさつ | 7 面 | 寄稿「オーストラリア旅行」
寄稿「ホームページについて」 |
| 3 面 | 泉大津支部役員紹介 | 8 面 | 新会員の紹介 |
| 4 面 | 第 33 回誌上研修
「マイナンバー制度」 | | 最新研修ビデオの紹介、
編集後記 |





ごあいさつ

支部長 石谷 秀志

拝啓、季夏の候ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年6月5日の第35回近畿税理士会泉大津支部定期総会において支部長を拝命いたしました石谷秀志です。平素は支部の会務運営に関しまして格別なるご理解とご支援を頂戴しまして厚く御礼申し上げます。

私は平成13年から支部役員に就かせていただき早や14年が経ちました。役員としては色々な委員を経験してきたとは言えまだまだ力不足でございます。これからは支部長としての自覚を胸にきざみ、新体制のもと微力ながらも支部会員皆様のお役に立つよう誠意努力いたしてまいりたいと存じます。今までと同様にあたたかいご支援を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、この「支部だより」は支部創設20周年にあたる平成11年10月に創刊されてから16年間会員皆様へ情報を発信してまいりました。引き続き「支部だより」の役割を果たしていくように試行錯誤しながらも新たな工夫をしていく所存です。

また、毎年秋恒例の「支部旅行」や定期的で開催している「支部ゴルフ」は、会員相互の親睦や情報交換等の場として、より皆様のお役に立つためにも盛り上げていきたいと考えますので、少しでも多くの方々のご参加をよろしくお願いいたします。

そして、平成20年に発行しました「支部会員名簿」は、写真など近畿税理士会会員名簿掲載以外の情報もあり、会員相互の交流のために貴重な役割を果たしてきました。しかし、会員の異動により内容が古くなったため新たに作成し直すことを検討しております。

「支部研修会」につきましては36時間研修の義務化にともないその重要性は増すばかりですし、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の実施への対応等、社会の要請や期待に応えうる税理士制度の維持・発展のためにも税理士会の一支部としてその役割を果たしていきたいと考えております。



結びに、泉大津支部会員皆様のご健康とご多幸、更なるご事業のご発展をお祈り申し上げます。



着任のご挨拶

泉大津税務署長 柴原 一夫

残暑の候、近畿税理士会泉大津支部の会員の皆様方には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、この度の人事異動で東京国税局総務部税務相談室から赴任してまいりました。東京国税局に籍を置いておりますが、生まれ故郷である大阪の地で、微力ながら全力を尽くす所存ですので、東北前署長と同様、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、近年の税務行政を取り巻く環境は、経済取引の国際化やICT化の進展により、ますます複雑・困難化しており、このため税制面でも毎年様々な改正が行われております。

本年度は、改正相続税法の施行や国境を越えた税務の提供に対する消費税の課税の見直し等に加え、社会保障・税番号制度（いわゆる「マイナンバー制度」）が来年1月からいよいよスタートいたします。

私ども泉大津税務署では、マイナンバー制度導入に向けた各種広報施策や説明会の実施を予定しております。現在、具体案の検討を鋭意行っているところです。会員の皆様におかれましては、本制度の円滑かつ適切な導入に向け、これまで以上にお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



また、平成27年分確定申告の円滑な実施、e-Tax及び書面添付制度の普及・定着等につきましては、引き続き重要課題として取り組むこととしておりますので、なお一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

結びに当たりまして、近畿税理士会泉大津支部のますますのご発展と会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

泉大津支部役員紹介

支部長



石谷 秀志

副支部長 (5名)



高岩 弘至
(総務・網紀)



笠井 慎五
(業対・税対)



森福 清和
(広報・租教)



中島 浩
(研修・情報)



真奥 隆
(厚生・会計)

幹事 (14名)



岩間 新吾
(業対・厚生)



田中 俊英
(研修・会計)



山口 秀美
(厚生・税対)



大西 博己
(業対・厚生)



永谷 博子
(総務・情報)



松本 直哉
(業対・税対)



根尾 玲子
(租教・税対)



杉本あすか
(総務・広報)



櫻井 善章
(研修・広報)



森永 正樹
(研修・広報)



小西 儀孝
(広報・税対)



露口 和夫
(研修・網紀)



中塚 高志
(研修・厚生)



馬場崎 淳
(総務・研修)

監事 (2名)



北野 秀一



川上 忠廣



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012
 大阪市中央区谷町1丁目5番4号
 TEL:(06)6941-6888
 FAX:(06)6947-2800
 URL: <http://www.hanna-zeikyo.jp>

保険

阪奈積立年金、VIP大型総合保障制度、
 全税共年金、所得補償、総合事業保償プラン、
 ゴルフアーズ保険、自動車保険、火災保険

金融・カード

税理士(マーク入り)カード、
 住宅ローン
 自動車ローン

販売あつせん

業務関連用品、パソコン関連、オフィス家具、
 紳士・婦人服、生活雑貨、
 リサイクルトナーカートリッジ、印鑑、
 名刺、家電製品(web販売)

共済制度

小規模企業共済制度
 中小企業退職金共済制度
 経営セーフティ共済制度

不動産

不動産情報(売買仲介)
 戸建住宅、マンション
 リフォーム

その他

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権、
 葬儀、リース関連、人材派遣、
 セキュリティ、資格取得、
 カーライフ関連、PETガン検診



第 33 回 誌上研修 マイナンバー制度

研修委員 中塚 高志

●マイナンバーの通知と個人番号カードの申請について

本年 10 月以降、住民票を有する全ての方に 1 人 1 つのマイナンバー（個人番号 12 桁）が通知されます。初回の通知対象者は平成 27 年 10 月 5 日の時点において住民票に記載されている方で、通知カードは市区町村から、住民票記載の住所に簡易書留で世帯分まとめて郵送されます。住民票の住所と異なるにお住まいの方は注意が必要です。※法人には 13 桁の法人番号が指定されます。法人番号の所管は国税庁で、個人番号で用いられる通知カードではなく、別の書面により通知されます。

市区町村から郵送される通知カードには個人番号カード交付申請書が同封されますので、申請により、個人番号カードの交付を無料で受けることができます。個人番号カードには、表面に最新の基本 4 情報（氏名、住所、性別、生年月日）と顔写真が表示され、裏面に個人番号が表示されますので、これ 1 枚で本人確認のための身分証明書として使用できます。また、IC チップに搭載された電子証明書（電子証明書は実印に相当するため 15 歳未満の者に交付されるカードには付されない予定です）を用いて、e-Tax などの各種電子申請を行うことが可能なほか、図書館利用証や印鑑登録証などお住まいの自治体が条例で定めるサービスにも使用できます。

個人番号カードは、20 歳以上は 10 年更新、20 歳未満は 5 年更新となっています。また申請については同封の申請書を使用せずに、スマートフォンで写真を撮り、オンラインで申請することも可能です。

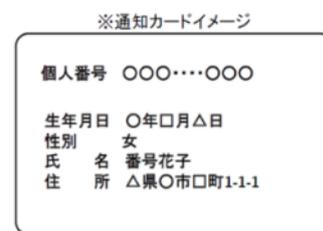
マイナンバーは番号が漏えいし、不正に使われる恐れがある場合を除き一生変更されませんので、通知カードや個人番号カードの保管には細心の注意が必要です。



表面(案)



裏面(案)



※通知カードには、個人番号および最新の基本 4 情報（氏名、住所、性別、生年月日）が記載されますが、顔写真が表示されませんので、本人確認のための身分証明書としては使用できません。

※住民基本台帳カード（住基カード）は、平成 27 年中は発行されますが、個人番号の利用が始まる平成 28 年以降は発行されません。ただし、個人番号カードの交付を受けるまでの間は、住基カードはその有効期限（取得から 10 年間）まで有効です。個人番号カードの交付を受ける際に住基カードは回収されますので、住基カードと個人番号カードの両方を持つことはできません。

●マイナンバーの利用開始時期とマイナポータルについて

マイナンバーの利用開始時期は平成 28 年 1 月からで、情報連携は国の機関が平成 29 年 1 月から、地方公共団体では平成 29 年 7 月から順次始まります。情報連携が始まると、申請の際に課税証明書等の添付書類が省略できるケースが出てくるなど、国民の負担軽減・利便性向上が実現します。マイナンバーは、国や地方公共団体などで、社会保障、税、災害対策の 3 つの分野のうち、法律か自治体の条例で定められた手続でのみ使用されます。平成 28 年 1 月以降、年金、医療保険、雇用保険、福祉の給付や税の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載が求められます。

平成 29 年 1 月からは、自分のマイナンバーを含む個人情報を、いつ、だれが、なぜ、照会し、だれが、どの情報を提供したのか確認できる個人ごとのポータルサイト（マイナポータル）が稼働する予定です。マイナポータルでは、

行政機関などから一人一人にあった行政サービスのお知らせも可能になります。例えば、乳幼児のいる家庭に「来月はお子様の予防接種を受けることをお勧めします」といったお知らせが届くなど、生活する上で便利な機能も実現する予定です。

●マイナンバー制度導入に向けての対応

マイナンバー制度が運用開始され、我々税理士や我々のクライアントがまず直面するのが、平成28年の年末調整事務を目的とした従業員からのマイナンバーの収集になると思われます。これに際しては以下のような準備を行うことや本人確認の手順を理解していなければなりません。

●マイナンバーの利用目的の明示と安全管理措置（委託先へのものを含む）

マイナンバーは、法律で限定的に明記された場合以外で、提供を求めたり、利用したりすることは禁止されています。本人の同意があったとしても、法律で認められる場合以外でマイナンバーの提供や利用はできません。マイナンバーを従業員から取得する際、法律で認められた利用目的を特定し、通知又は公表することが必要です。源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的でマイナンバーを利用する場合、まとめて目的を示しても構いませんが、後から利用目的を追加することはできません。改めて利用目的を通知・公表することが必要となります。

また、マイナンバーを取り扱うにあたり特定個人情報の漏えいや不正行為を防止するために、厳重な安全管理措置を講じる必要があります。特定個人情報の取扱規定の整備や社内体制の再構築、事務取扱担当者の監督や教育などが不可欠です。

我々のクライアントは我々のような個人番号関係事務の委託先（再委託先を含む）にも特定個人情報についての安全管理措置がとられているのか監督する義務があります。マイナンバー制度についての研修や書籍等においては、委託契約の見直し（新しい委託契約書の作成）や特定個人情報の安全管理措置についての同意書または覚書を作成する必要があるとされているため、我々もそれに応じる準備をしておく必要があると思われます。

●提供されたマイナンバーの本人確認

番号のみでの本人確認では、なりすましの恐れもあることから、日本の制度では、番号のみでの本人確認は認められていません。番号が正しいことの確認に加え、番号の正しい持ち主であることを確認する身元確認が必要です。

1. 本人からマイナンバーの提供を受ける場合

①個人番号カードの提示

個人番号カードはカードに顔写真が表示されているため、番号確認と身元確認をあわせて行えるカードですので、提示を受けるだけで本人確認が可能です。

②通知カードおよび身分証明書等の提示

通知カードの提示により番号確認はできますが、顔写真が表示されていないため、顔写真が表示されている免許証やパスポートなどをあわせて提示させることにより本人確認が可能です。

③通知カード等の紛失などにより番号確認書類が提示できない場合

この場合は、マイナンバーが表示された住民票と②で示した身分証明書等により本人確認を行います。

2. 代理人からマイナンバーの提供を受ける場合

代理人による手続の場合、①法定代理人の場合は戸籍謄本など、任意代理人の場合は委任状による「代理権の確認」、②「代理人の身元確認」、③「本人の番号確認」を行う必要があります。

3. 従業員の扶養親族のマイナンバーに対する本人確認

税の扶養控除等申告書の提出については、事業者への提出義務者はあくまで従業員であり、扶養親族のマイナンバーの本人確認も従業員が行うため、事業者は扶養親族の本人確認を行う必要はありません。これに対し、国民年金の第3号被保険者の届出については、事業者への提出義務者は扶養親族であることから、扶養親族のマイナンバーの本人確認が必要です。

歴代支部長に突撃!!

畑中榮造先生、久保慶明先生、幸野陸紀先生、森永牧雄先生、榎本善夫先生、林武史先生に引き続き、第7回は、阪広久先生の事務所にお邪魔して、突撃取材を行いました。阪先生は、平成19年から2期4年間支部長を務められました。

当時の支部の状況

	会員数	執行部
平成19年	108人・法人2社	阪 広久 先生 ・ 原 正人 先生 萬野 俊史 先生 ・ 阪東 寛 先生 石谷 秀志 先生 ・ 高岩 弘至 先生
平成20年	107人・法人2社	
平成21年	104人・法人2社	
平成22年	107人・法人2社	

当時、阪先生は38歳で近畿では最年少の支部長となりました。

阪先生が支部長の時に、泉大津支部事務局の設置、支部会員名簿の発行が行われました。



Q. 支部長になられて苦労されたことは？

A. 当時は事務局がなく、本会とのやり取りはすべて支部長のところへ来ていました。歴代の支部長もみなさん苦労されてきたことだと思いますが、当時はメールでのやり取りではなく、FAXでのやり取りが中心でしたので、FAXが大量に流れてきて、そこから、各担当の役員へ連絡をしないといけないのが本当に大変でした。

Q. 当時、印象に残った出来事は？

A. 支部長を経験したことから、事務局は必要だということで、2期目の時に当時の役員と話し合い、事務局を作ったことが一番の思い出です。事務局を作るにあたって、どうやって予算を作るか考えたり、事務員の募集に約40名の応募があり、面接だけでも大変だったことが印象に残っています。



Q. 税務署とのエピソード

A. e-Taxの利用推進という1つの目標に向かって一緒にやっという雰囲気、とてもやり易かったです。平成19年1月より税理士等による代理送信の場合、納税者本人の電子署名の省略が可能となったり、平成19年分以後の所得税から第三者作成の添付書類の送付が不要となったりと、どんどん使いやすくなっていったのですが、まだまだ我々税理士も不慣れで、手探り状態の時でしたので、税務署と協力しながら、共にe-Taxの利用促進に向けて取り組んでいました。



Q. 現在の支部について

A. 役員の皆さんは、どうせやるなら、楽しんでやってほしいと思います。積極的に意見を出して、やらされている感ではなく、やっている感で、体に気を付けて頑張してほしいと思います。新しく役員になられた方は気後れせず、頑張っていてほしいです。





オーストラリア旅行

中居 直子

つい先日、久しぶりに海外旅行へ行って参りました。行き先はオーストラリアのケアンズです。南半球でしたが、ほぼ日本と変わらない気温でした。

観光の始まりはキュランダという町へ列車で山を上がって行き、帰りは高いところにあるモノレールで戻るといいます。1時間の間、熱帯雨林の山中を上って行く道中にはトンネルが15もあり、滝の横を通ったり、谷底が見えたりと景色は不思議と癒されるものがありました。日本では「世界の車窓から」という番組の始まりで使われていた映像が、この列車であったということです。ご存じの方も多いことだと思います。列車が曲がる時に先頭車両が見えるのは珍しいようです。

また、1時間かけて上がった上の町から、モノレールに乗り、約30分ほどで戻ります。スカイレールといい、山の高いところに支柱が立ち、本当に空中に浮かんでいる気分となります。天気良ければ、素敵な景色だったのでしょう。あいにくその日は雨。また、風の強い日で、スカイレールは動いたものの、激しい雨で、前が良く見えず、風の為に大きな横揺れもあり、空中散歩を楽しむどころか、多少の恐怖も感じるくらいでした。ただ、時折小雨になった時に見える、ずっと足元の先の熱帯雨林が不思議な感じで、ここにはまだ見つかっていないだけで、恐竜が生息しているのではないかとさえ思えました。

そういえば、列車を降りてすぐに、オーストラリアに行けばお決まりの、コアラを抱っこしての写真撮影もありました。コアラは本当に大人しく、可愛らしかったです。園内には「先日まで8年間、写真撮影で働いていましたが、この度リタイアしました。」と看板にかかれたコアラもいました。「お疲れ様でした。」と声を掛けてきました。

夜には先住民族アボリジニの歌と踊りを観て、参加して、楽しく過ごして参りました。そこでは、ショーの前に民族のお話を聞き、顔に昔からのお化粧もしてもらい、子供に返ったように楽しめました。

また、宿泊したホテルの前が、世界的なアイアンマンレースの自転車乗り換えポイントとゴールとなっており、レースの日には夜中までゴールする選手がいる為、賑やかでした。というよりも、会場設営の準備の日から居たため、睡眠不足になりましたが。レースは朝の7時から水泳が始まり、最終のゴール者が夜中の2時半頃になることもあるそうです。しかし、すごいことをなさる方々が沢山いらっしゃるものですね。水泳3.8キロ、自転車180キロ、その後42.2キロのランですから。

雨によく降られましたが、他にもグリーン島へ船で渡り、ビーチでぼーっとしたり、昔に作られた遺跡のような建物の夜の散策やライトアップなど、初めて行く者にとってはとても楽しい旅となりました。

ケアンズは現地で暮らす日本人が多く、日本語がほぼ伝わるような感じです。ホテルにも日本人のスタッフがいましたので、あまり気負わずに行ける海外だと思います。

次の機会にはグレートバリアリーフでのダイビングを目的に行ってみたいと思っております。

本当に久しぶりの海外旅行でしたが、海外旅行も良いものですね。さて、次はどこへ行きましょうか。旅の間とそんな話をしています。



ホームページについて

三王 知行

先生方の事務所ではホームページをお持ちでしょうか？またホームページ業者に依頼して過去に作成したものの、更新するために別途費用が必要だったり、更新作業が煩雑・困難で、更新ができていないということは無いでしょうか。

ホームページはいったん作成しても、最新の情報を適宜更新する必要がありますし、最近では、「サイトの更新頻度」自体をYahooやGoogleなどの検索エンジンが評価しており、更新頻度が低いサイトは、検索結果が下がってしまうという可能性もあるようです。

ホームページの作成にあたっては、かつてはhtml (HyperText Markup Language) という言語を使い、1ページずつ作成されていましたが、現在はWordpressなどのCMS (content management system) を利用して作成されているものも多くなってきています。

これは、ホームページの作成を専業でやっていない方にとっては、htmlで1ページずつ作成する方法では、更新作業が非常に煩雑であることが1つの理由ではないかと思えます。

htmlで1ページずつ作成する場合、ホームページの1ページごとに、メニュー等の共通の部分から個別の記事の中身まで全てを記載する必要がありますし、ホームページの更新を行うためには、多少のhtmlの知識が必要になります。

またページ数を増やす場合には、全ページでメニュー等の共通部分の更新を行う必要があり、非常に手間がかかります。この更新を適切に行わないと、ページによってメニューの構成が変わってしまったり、元のページに戻れな

いという見づらいホームページになってしまいます。

(共通部分の更新を簡単にできるソフトはありますが、費用が別途かかります)

一方、CMS を使ったホームページは、アメブロなどのブログサービスのように各ページの記事の部分の作成と、共通部分の作成が分かれており、記事部分を容易に更新できるのが特徴です。

そのため、共通部分や事務所紹介などの更新頻度が低いページについては、ホームページ業者にきっちりと作成してもらい、最新情報などの日々更新する部分のみを、事務所内部で更新することが可能です。

(facebook などの SNS やブログサービスを利用したことがある方でしたら、同じイメージで作業できます)

またこの方法のメリットとしては、更新にそこまでの知識が必要にならないので、更新作業をする人が限定されないということもあります。

私自身も、会社のホームページは主要部分を業者に作成していただき、更新部分などは会社内部で更新するようにしたところ、更新がスムーズになりました。(肝心の事務所のホームページは、まだ手が全然回っていませんが。。。)ホームページを作成したいけれど、更新の手間を考えると・・・という先生には、CMS を使ったホームページ作成を検討されてみてはいかがでしょうか。

新 会 員 の 紹 介

平成 27 年 8 月 15 日現在・・・会員数 111 名 (内税理士法人 2)

◇ 入 会 ◇



平成 27 年 2 月 2 日

ねお つとむ
根尾 勉 先生 (南支部より)

登録番号：114219

生年月日：昭和 24 年 5 月 4 日

事 務 所：和泉市池上町 1-4-5-3

T E L：0725-58-6548

F A X：0725-58-6547

趣 味：城めぐり、麻雀など



平成 27 年 4 月 23 日

いもと まさき
井本 雅基 先生 (所属開業)

登録番号：129601

生年月日：昭和 62 年 3 月 10 日

事 務 所：高石市西取石 7-8-2-2

中原弘一朗税理士事務所

T E L：072-267-3666

F A X：072-267-3667

趣 味：スポーツ観戦

最新研修ビデオの紹介

<マルチメディア研修(日税連)>

「行政不服審査法の改正に伴う国税通則法・税理士法の改正について」

「中小会計要領、中小会計指針を活用した経営計画等策定の支援」

<近畿税理士会主催>

「税制改正とこれからの申告について留意すべき点」

「マイナンバー制度導入に伴う税理士業務への影響」

<全国統一研修会>

「相続税申告書を適正かつ効率的に作成するための実務的手法」

「留意すべき最近の資産税事例」

～改正相続税法を交えて～

<大阪・奈良税理士協同組合主催>

「平成 27 年度税制改正と実務上の留意事項」

「株式譲渡・相続・贈与に役立つ非上場株式評価」



編集後記

石谷新支部長発刊の『泉大津支部だより』はいかがでしたか。巻頭は森永先生の写真でスタートです。新支部長挨拶では、石谷新支部長の支部会員の相互親睦を深めるため、また税理士業務向上のサポートのため努力していきたいとの抱負が込められています。中塚先生から頂いた「マイナンバー制度」では、次年度よりの税理士業務に大きな改革をもたらす制度であり、平成 27 年中には頭に入れておきたい課題です。阪元支部長の事務局設置のご苦勞等をお聞かせいただき、当時のご尽力に頭が下がります。中居先生からの大自然がビジュアルで浮かぶ「オーストラリア旅行記」、三王先生からの営業には欠かせない「ホームページ」のご寄稿を頂き誠にありがとうございました。このように、支部会員参加型の「支部だより」の発刊をモットーに森福副支部長以下この編集委員で 2 年間担当いたします。皆様からのご意見・ご寄稿お待ちしております。(Y・K)

